

## 著作権法（EC サイト業者の責任）

### 【事件経緯】

日付	当事者	検察署・裁判所	事件番号
2016. 1. 6	EC サイト業者 <sup>1</sup> へ通報するが 解決せず		
2016. 6. 20	責任者 D <sup>2</sup> 対 して告訴提起		
2016. 9. 30		不起訴処分	台北地検署 105 年度偵字第 18511 号
	再議申立		
2016. 11. 6		再議棄却	高等検察署智慧財産分署 105 年度 上声議字第 516
2016. 12. 16	法人 B、C、D <sup>3</sup> を 被告として追 加、自訴提起		
2017. 5. 17		自訴不受理 <sup>4</sup>	彰化地院 105 年度自字第 17 号

<sup>1</sup> 判決を見ると、「淘宝（タオバオ）」及び「阿里巴巴（アリババ）」に対して提訴されたものであり、二者はいずれも阿里巴巴グループ傘下の EC サイトである。阿里巴巴グループ傘下には複数のオンラインショッピングサイトがあるものの、知的財産権に関する通報は同一のプラットフォームで対応するため、阿里巴巴グループ傘下のオンラインショッピングサイトに対する通報は同じページへリンクされる。

<sup>2</sup> D は外国法人 B 社、C 社の台湾における責任者である。B 社と C 社はそれぞれシンガポール企業と香港企業であるものの、いずれも阿里巴巴グループ傘下の企業であり、台湾拠点として台湾で支社を設立していた（ただし、当該二社は現在すでに登記が抹消されている）。阿里巴巴グループは外国会社であるため、追訴するのが困難であり、責任があると検察官に認定されたとしても、どのように執行するのかにも問題があるため、本件告訴人は台湾で支社を設けている B 社と C 社、及び当該 2 法人の台湾における責任者 D を被告にしたものと思われる。

<sup>3</sup> B、C、D の関係は前註を参照。

<sup>4</sup> 本案の自訴事実と告訴事実が同じであり、同一事件である上、自訴人はいかなる新事実証拠を提出していないため、刑事訴訟法第 343 条により第 260 条を準用し、不受理とされた。

	控訴		
2017. 7. 12		原判決取消し、 地裁へ差戻し <sup>5</sup>	智財法院 106 年度刑智上易第 51 号
2017. 12. 29		自訴棄却	彰化地院 106 年度自更（一）字第 1 号
	抗告		
2018. 5. 14		抗告棄却	智財法院 107 年度刑智抗第 3 号
	再抗告		
2018. 6. 27		再抗告棄却	最高法院 107 年度台抗字第 571 号
2018. 8. 31	新罪名を追加、 自訴再提起		
2018. 10. 9		自訴不受理 <sup>6</sup>	彰化地院 107 年度自字第 13 号

### 【書誌事項】

当事者：A（告訴人、自訴人、著作権者）vs B 社、C 社（被告、EC サイト業者）及び D（被告、EC サイト業者の責任者）

判断主体：上表を参照

事件番号：上表を参照

言渡し日：上表を参照

事件の経過：（抜粋）

1. EC サイト業者はただ商品を陳列するプラットフォームを提供するだけであり、製造、販売者ではなく、出品者が出品した商品が他人の著作権を侵害しているか否かを判断することができず、告発を受けた後直ちに関連商品を取り下げなかったことを理由に、EC サイト業者に他人の著作権を侵害する故意があるとは言い難い。

2. A の主張の棄却。

<sup>5</sup> 二審裁判所は、自訴では法人 B 社、C 社を被告に追加した上、訴える事実が異なり、新証拠も提示されたため、これについて自訴不受理の判決を下すべきではないとして、原審に差し戻した。また、被告 D については、原審の認定は妥当であり、控訴を棄却した。

<sup>6</sup> 裁判所は本件犯罪事実と侵害された法的利益の基本的社会事実がいずれも前の自訴と同じであり、前後で主張する罪名が異なるからといって同一事件ではないとは言えないとして、不受理判決を下した。

## 【判決概要】

1. EC サイトは、インターネット上のプラットフォームを提供して出品者に商品を陳列させ、顧客の購入を誘引するが、EC サイトで陳列されている商品は、EC サイトの業者が製造、販売するものではない上、商品の情報も EC サイト業者が掲載するものではないことから、著作権法に定める複製物を複製又は流布、公然陳列、所持する等他人の著作財産権を侵害する犯行がないことは明らかである。
2. EC サイトの経営管理者は、調査を行う公権力を有さず、通報された出品者が確かに原告人の権利を侵害しているか否かについては、サイトの経営者の立場では実に認定し難い。
3. 現行の台湾の著作権法によると、著作者が著作を完成した時点で既に著作権を有し、主務官庁に登録を行う必要がないことから、A は著作権を有するか否か、その著作財産権が侵害されているか否かは認定し難い。よって、EC サイト業者が通報を受けた後、直ちに関連商品を取り下げなかったことを理由に、被告が著作権法に違反し、他人の著作財産権を侵害する故意があると認定することができない。

## 【事実関係】

1. A はモバイルバッテリーLED 作業灯を発明し、2016 年に特許を取得した。A は当該商品の設計、包装、生産、販売を行っており、その商品包装、文字及び図形、明細書について著作権を有すると主張している。
2. 後に、A は 2016 年 1 月に EC サイトにて、A の著作物を侵害する疑いのある複製物を発見して、直ちに EC サイトに関連商品を取り下げよう通報したが、対応してもらえなかった。従って、A は 2016 年 6 月にプラットフォームサイトを運営する台湾の責任者 D 個人に対して、著作権法第 91 及び 92 条に違反することを理由に告訴を提起したが、検察署によって不起訴処分がなされ、再議の申立も棄却された。
3. 後に A はこれを不服として、当該グループの台湾支社 B 社及び C 社を被告に追加し、B 社及び C 社が著作権侵害品を公然に伝送して顧客の購入を誘引したことは、著作権法第 93 条第 1 項第 4 号に違反する行為であるとして自訴を提起したが、裁判所によって自訴が棄却された。

4. さらにAは、B、C、Dが著作権法第91条、第91条之1、第92条及び第93条に違反することを理由に、自訴を提起したが、裁判所によって前件と同一事件であるとして不受理になった。

### 【判決内容】

1. B社とC社が経営するECサイトはいずれもショッピングサイトであり、インターネット上のプラットフォームを提供して出品者に商品を陳列させ、顧客の購買を誘引するが、ECサイトで掲載されている商品は、B社又はC社が製造したのではなく、販売したものではない等の事実、及びAが通報した模倣品販売業者は「深圳邁勝電子有限公司」であることから、B社及びC社はAが指摘する模倣品の販売者ではなく、商品情報もB社及びC社が掲載するものではないため、著作権法に定める複製物を複製又は流布、公然陳列、所持する等他人の著作財産権を侵害する犯行がないことが明らかである。
2. AはECサイトで模倣品を発見したあと、プラットフォームを通じて通報したものの、これらECサイトを経営する管理者は、調査を行う公権力を有さず、訴えられた出品者が確かにAの権利を侵害するか否かは、ECサイトの経営者の立場では実に認定し難い。況してや、Aは著作権の侵害を主張しているが、現行の台湾の著作権法によると、著作権者が著作を完成した時点で著作権を有し、主務官庁に登記を行う必要がない。よって、Aが著作権を有するか、その著作財産権が侵害されているかは実に認定し難い。ECサイトが通報を受けた後、直ちに関連商品を取り下げなかったことだけを理由に、Dが著作権法に違反し、他人の著作財産権を侵害する故意があると認定することができない。

### 【専門家からのアドバイス】

1. 出品者がECサイトで模倣品の情報を掲載することに対するECサイトの責任をどう定めるかにつき、以前からずっと争議がある。ECサイト業者が知的財産権者と連携し、ネットでの権利侵害行為を阻止するよう奨励するために、台湾は国際潮流に応じ、2009年に著作権法の第六章の一において「インターネットサービスプロバイダーの民事免責事由」を追加した。簡単にいうと、台湾が定めた民事免責とは、インターネットサービスプロバイダー（以下、ISP業者という）が権利者に協力し、通知/削除（Notice & Take Down）の手続きを行うことを指し、この手続きによりISP業者は、自身のサービスの利用者が他人の権利を侵害する行為に対して、当該実際の権利侵害者である利用者と共に権利侵害者として訴えら

- れるリスク、または当該利用者により民事の違約責任で訴えられるリスクを避けることができる。
2. 一般的にいうと、EC サイトは多くの出品者を引きつけ、高い閲覧率、訪問数、及び成約率を実現するために、EC サイトが出品者の資格への審査及び商品の検査を厳格に行わないことが多い。EC サイトの出品者がますます多くなる現状において、逐一審査することは実質上困難であるにもかかわらず、EC サイト業者は、利用者（出品者）が著作権を侵害すると連帯責任を負わなければならないリスクに常にさらされていたので、この民事免責制度を盛り込んだ台湾の著作権法の改正は電子商取引の発展にとって大変有益なものである。
  3. ただ、著作権法に規定されている民事免責は、EC サイト業者が「通知/削除の手続き」を行うことを要件としている。即ち、EC サイト業者が権利者からの通知を受取った後、権利侵害のおそれがあると認定した時、直ちに権利者に協力し、関連商品または販売ページを削除しないと、自身の民事責任の免除を受けることができない。
  4. EC サイト業者が協力せずに削除しない場合、どういう責任を生じるかにつき、著作権法には関連の規定がない。本件はEC サイト業者の責任を追究する関連判決であり、裁判所は「EC サイト業者自身は模倣品を製造、販売していないうえ、著作権が侵害されたかにつき認定することが難しく、EC サイト業者に著作権を侵害する故意がない」として、EC サイト業者の責任を否定した。この判決が作成された後、EC サイト業者は、協力せず削除しない行為に対し、「権利侵害であるか否かを認定するのは難しい」ことを理由にして、自身の責任を否認することができるかにつき、今後の動向を観察する必要がある。
  5. しかし、本件において権利者が主張した対象は著作権であり、商標権、専利権と異なり、著作権の場合、すぐに判定できる如何なる証書もない。また、権利者は同時に出品者に対して如何なる法的手段も採っていなかったため、裁判所は権利侵害の事実が存在しているかにつき何ら討論しなかった。さらに、本件の被告はいずれも外国の会社であり、裁判所が被告に責任があると認定したとしても、どう執行するかも問題である。以上をまとめると、当判決があるからといって、台湾のEC サイト業者も同じ主張をすることができるかは、なお疑問である。
  6. 権利者は自分の権利を主張し、EC サイト業者に削除を要求するのであれば、業者に権利侵害事実の存在を認定させるために、できるだけ資料を揃え、EC サイト業

者とどのように連携し、権利侵害者に権利を主張するかに注意しなければならない。また、自力で証拠収集することが困難であるため、自訴ではなく告訴をして、司法機関に調査協力してもらうことが望ましい。一方、EC サイト業者は権利者に責任を追究されないよう、権利侵害の通報に対してできるだけ明確な基準を設けて審査すべきである。